働くみんなの ワークルール Q&A vol.9

こんな相談が連合の労働相談に寄せられています。

テーマ

最低賃金

【最低賃金とは】 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低額（時間額）。使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。最低賃金は、毎年10月頃に改定される。

地域別最低賃金

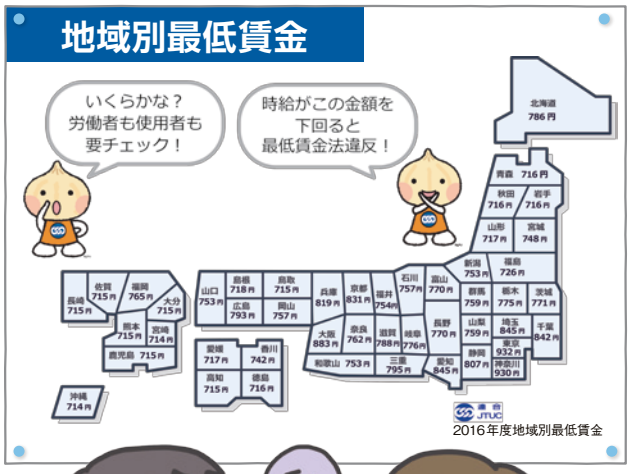

Q 給料を労働時間で割ると最低賃金を下回っている。これ、法律違反じゃないの？

A 法律違反です。最低賃金には、都道府県ごとに定められている「地域別最低賃金」と、いくつかの産業について都道府県ごとに定められている「特定最低賃金」があります。まずは自分が勤務する会社の地域・産業の最低賃金を確認しましょう。

日給制の場合は「**日給 ÷ 1日の所定労働時間**」、月給制の場合は「**月給（基本給）÷ 1カ月の平均所定労働時間**」で賃金の時間額を計算。最低賃金より低い額であれば法律違反となります。差額の支払いを会社に求めることができます。

※時間外割増賃金や通勤手当などは基本給に含まれません。
　基本給の金額は「給与明細」を確認しましょう。
※所定労働時間は「労働条件通知書」や「就業規則」などで確認しましょう。
※「特定最低賃金」は「地域別最低賃金」を上回る額でなければなりません。

Q アルバイトでも最低賃金って適用されるの？

A アルバイトでも最低賃金は適用されます。最低賃金は、正社員、契約社員、アルバイト、パート、派遣社員、嘱託職員などの雇用形態や年齢にかかわらず、すべての労働者に適用されます。自分の賃金が最低賃金以上かどうかを確認しましょう。

Q 派遣元と派遣先の都道府県が異なる場合、どっちの最低賃金が基準になるの？

A 派遣先の最低賃金が適用されます。例えば、自分が登録している派遣元会社が東京都にあり、大阪府の会社に派遣されている場合は、大阪府の最低賃金が適用されます。

10月1日以降、新しい地域別最低賃金額が順次適用されているよ。都道府県労働局のホームページで自分の賃金が最低賃金以上かどうかを必ずチェックしようね！

働く上で最低限必要なワークルールや相談窓口をまとめました。連合HPで掲載中！ぜひご活用ください。

PDF このページは連合HPでも配信中！皆さんもお使いください。

厚労省も後援！
ワークルール検定に挑戦しよう
次回は 11月23日（水・祝）実施

WR検 ワークルール検定

ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

問合先 (一社) 日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
http://workrule-kentei.jp/